

答申第 1128 号

諮問第 1791 号

件名:行政文書ファイル管理簿に登録された平成 17 年原動機を用いる身体障害者用の車いす確認申請書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 1 月 17 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 30 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受理

審査請求人は、令和 6 年 1 月 17 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、稲沢警察署に備付けの令和 5 年 6 月版行政文書ファイル管理簿（以下「本件ファイル管理簿」という。）を閲覧した。

そして、審査請求人は、同日付けで、本件ファイル管理簿に登載された特定の行政文書ファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求を行い、処分庁はこれを受理した。

この行政文書開示請求については、同年 1 月 25 日の補正によって、その請求内容は、

行政文書ファイル管理簿に登録された

- ① 令和 5 年 合格証明書 交付申請書（4 月～7 月分）
- ② 令和 5 年 資格者証 交付申請書（4 月～7 月分）

③ 令和2年以降分 教習資格等書類

④ 平成17年 原動機を用いる身体障害者用の車いす確認申請書

(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

となった(以下「本件開示請求」という。))。

(イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求を受け、これらの行政文書ファイルに文書が保存されているか調査したところ、本件開示請求のうち④の請求内容(以下「本件請求内容」という。)である「④平成17年 原動機を用いる身体障害者用の車いす確認申請書」(以下「本件行政文書ファイル」という。)については、行政文書が1件も保存されておらず、本件請求内容の対象となる行政文書は存在しないことを確認した。

なお、本件行政文書ファイル以外のファイルは、いずれも文書が保存されており、本件開示請求の①、②及び③の請求内容に対しては、別に対応している。

(ウ) 本件処分

本件行政文書ファイルについては、行政文書ファイル管理簿に行政文書ファイル名が記載されているにもかかわらず、当該行政文書ファイル内に保存されているべき行政文書が存在しないもの(以下「空ファイル」という。)であった。そのため、本件行政文書ファイルには保管されている文書そのものが存在しなかったものである。

よって、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

イ 「原動機を用いる身体障害者用の車いす確認申請書」について

「原動機を用いる身体障害者用の車いす確認申請書」は、道路交通法施行規則に規定する車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車いすの利用につき、警察署長が行う確認事務の文書を保管する行政文書ファイルである。

ウ 行政文書ファイル管理簿について

処分庁が管理する行政文書に係る開示請求の受付等を行うための窓口(以下「情報公開窓口」という。)には、開示請求者から行政文書の名称や行政文書を特定するのに役立つ情報として、行政文書ファイル管理簿が備え付けられている。

エ 本件請求内容の対象となる行政文書が不存在であった理由

本件開示請求を受け、稲沢警察署において本件行政文書ファイルを探したが行政文書の收受等を行うための総合文書管理システム上においては本件行政文書ファイル名の登録はされていたものの、行政文書を綴る本件行政文書ファイルそのものが存在せず、よって、同ファイル内に

保存されている行政文書も存在しなかったものである。よって、本件行政文書ファイルは空ファイルであることが確認された。

なお、本件行政文書ファイルが空ファイルであったことから、後日、本件ファイル管理簿の該当箇所には、線を引く措置を行っている。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、行政文書ファイル管理簿に登録されていて、文書が不存在なのは、あり得ないと申し立て、本件ファイル管理簿に登載されている以上は、開示請求した行政文書ファイルの中には文書が存在するはずである旨主張し、文書の開示を求めている。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり本件行政文書ファイルは空ファイルであったことから、本件請求内容の対象文書は存在せず、本件処分は適正である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が平成17年原動機を用いる身体障害者用の車いす確認申請書という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、本件行政文書ファイルを調査したところ、行政文書が保存されていない空ファイルであったため、本件請求対象文書は存在しなかったとのことである。

また、本件行政文書ファイルは、空ファイルの状態でも本件ファイル管理簿に登載されていたことから、稲沢警察署において本件開示請求日以降に本件行政文書ファイルを本件ファイル管理簿から削除したとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿に登録された

- ④平成 17 年 原動機を用いる身体障害者用の車いす確認申請書
(請求日現在 稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 4 . 1 6	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 1 0 . 3 1 (第 694 回 審査会)	審議
6 . 1 1 . 2 1 (第 696 回 審査会)	審議
6 . 1 2 . 2 3	答申